



保証継続報告書

独立行政法人 情報処理推進機構
理事長 西垣 浩司 押印済

変更TOE

申請受付日（受付番号）	平成21年6月2日（IT継続9051）
認証番号	C0186
申請者	キヤノン株式会社
TOEの名称	Canon MFP Security Chip
TOEのバージョン	1.50
適合する保証パッケージ	EAL3
開発者	キヤノン株式会社

上記の変更TOEについて、以下のとおり保証継続の結果を報告します。

平成21年6月15日

セキュリティセンター 情報セキュリティ認証室
技術管理者 山里 拓己

評価基準等：「ITセキュリティ評価及び認証制度の基本規程」で定める下記の規格に基づき、
変更TOEに対して保証継続の検証がされた。

Common Criteria for Information Technology Security Evaluation Version 2.3

Common Methodology for Information Technology Security Evaluation Version 2.3

認証結果：合格

「Canon MFP Security Chip バージョン 1.50」(変更TOE)は、独立行政法人 情報処理推進機構が定めるITセキュリティ認証申請手続等に関する規程に従い、定められた規格に基づいて検証した結果、継続TOEとして、保証が継続されることを確認した。

目次

1	全体要約	1
1.1	はじめに	1
1.2	保証継続識別	1
1.2.1	変更TOE識別	1
1.2.2	認証TOE識別	1
1.2.3	認証TOEのST識別	2
1.2.4	認証TOEの認証報告書識別	2
1.3	保証継続の認証	2
1.4	報告概要	3
1.4.1	変更の記述	3
1.4.2	変更された開発者証拠	3
1.4.3	変更TOE添付ドキュメント	3
2	認証機関による保証継続実施及び結果	4
2.1	実施概要	4
2.2	認証実施	4
3	結論	5
3.1	認証結果	5
3.2	注意事項	5
4	用語	6
5	参照	7

1 全体要約

1.1 はじめに

この保証継続報告書は、認証済みのTOE「Canon MFP Security Chip バージョン 1.50」(以下「認証TOE」という。)を変更した「Canon MFP Security Chip バージョン 1.50」(以下「変更TOE」という。TOE自身には変更がないため「認証TOE」と同一である。)の保証継続について、認証結果を申請者であるキヤノン株式会社に報告するものである。

本保証継続報告書の読者は、本書と共に、以下に示す認証報告書、認証TOEのST、及び変更TOEに添付されるマニュアル(詳細は「1.4.3 変更TOE添付ドキュメント」を参照のこと)を併読されたい。前提となる環境条件、対応するセキュリティ対策方針とその実施のためのセキュリティ機能要件、保証要件及びそれらの要約仕様は、認証TOEのSTにおいて詳述されている。また、動作条件及び機能仕様は変更TOEに添付されるドキュメントに詳述されている。

本保証継続報告書は、変更TOEに対して、認証TOEと同じ保証レベルを与える保証継続についての認証結果を示すものであり、個別のIT製品そのものを認証するものではないことに留意されたい。

1.2 保証継続識別

1.2.1 変更TOE識別

本保証継続の対象とする変更TOEは以下である。

名称： Canon MFP Security Chip
バージョン： 1.50
開発者： キヤノン株式会社

1.2.2 認証TOE識別

本保証継続の認証TOEは以下のとおりである。

認証番号： C0186
名称： Canon MFP Security Chip
バージョン： 1.50
開発者： キヤノン株式会社
保証レベル： EAL3

1.2.3 認証TOEのST識別

本保証継続の認証TOEのSTは以下のとおりである。

名称： Canon MFP Security Chip セキュリティターゲット
バージョン： 1.06
作成日： 2008年4月7日
作成者： キヤノン株式会社

1.2.4 認証TOEの認証報告書識別

本保証継続の認証TOEの認証報告書は以下のとおりである。

TOEの名称： Canon MFP Security Chip
バージョン： 1.50
受付番号： IT認証8193
認証番号： C0186
作成日： 2008年9月24日
作成者： 独立行政法人 情報処理推進機構 セキュリティセンター
情報セキュリティ認証室

1.3 保証継続の認証

認証機関が運営するITセキュリティ評価・認証プログラムに基づき、公表文書「ITセキュリティ評価及び認証制度の基本規程」[1]、「ITセキュリティ認証申請手続等に関する規程」[2]に規定された内容に従い、認証機関は、開発者が作成した「影響分析報告書」[3] (以下「IAR」という。)を検証し、変更TOEに対し保証が継続されることを確認した。認証機関はIARに基づき本保証継続報告書を作成し、認証作業を終了した。

1.4 報告概要

1.4.1 変更の記述

1) 認証TOEに対する変更

以下の目的のために、設置手順書が変更された。設置手順書以外のTOEの変更はない。

- TOEを搭載する製品(複合機)の追加に対応するため
- TOEを搭載する製品(複合機)を使用するためのツールの改版に対応するため

これらの変更は、TOEをセキュリティが保持されるように設置するための手段、及びTOEのインタフェースの使用方法に影響を及ぼすものではない。

これらの変更以外には、TOEをセキュリティが保持されるように設置するための手段に影響しない範囲で、設置手順書の誤記の修正、及び内容の改善が行われた。

2) 認証TOEの開発環境に対する変更

開発環境に対する変更はない。

1.4.2 変更された開発者証拠

TOEへの変更は、以前に認証TOEのために提出された開発者証拠の一部への変更を必要とした。変更された開発者証拠は、正確に識別され、改訂版が作成された。

1.4.3 変更TOE添付ドキュメント

変更TOEに添付されるドキュメントを以下に示す。

- HDD Data Encryption Kit-B Series Installation Procedure HDDデータ暗号化キット・Bシリーズ 設置手順書(英日合冊)(FT1-0218-010 及び FT1-0296-000)
- HDDデータ暗号化キット・Bシリーズ ユーザーズガイド(FT5-1905-000)
- HDD Data Encryption Kit-B Series Reference Guide(USRM1-3593-00)
- 注意書き(FT5-1904-000)
- Caution(FT5-1906-000)

2 認証機関による保証継続実施及び結果

2.1 実施概要

保証継続は、平成21年6月2日に申請を受け付けし、本保証継続報告書の完成をもって完了した。認証機関は、開発者から保証継続に要するIARの提供を受け、変更TOEに対する影響を調査した。

2.2 認証実施

開発者より提出されたIARについて、TOEの変更により影響がないことを確認するために、以下の検証を実施した。

変更によって、変更する開発者証拠は妥当であること。

変更内容に対する影響分析の過程及び結果が妥当であること。

適切なテストが実施されていること。

3 結論

3.1 認証結果

提出されたIARを検証した結果、認証機関は、本変更TOEにおいても認証TOEのEAL3に対する保証要件を満たしており、変更TOEに対する保証への影響がないことを確認した。また、開発者が実施したレグレッションテストの結果より、変更TOEの動作に影響がないことを確認した。

3.2 注意事項

特になし。

4 用語

本保証継続報告書で使用された略語を以下に示す。

CC	Common Criteria for Information Technology Security Evaluation
CEM	Common Methodology for Information Technology Security Evaluation
EAL	Evaluation Assurance Level
IAR	Impact Analysis Report
ST	Security Target
TOE	Target of Evaluation

本報告書で使用された用語を以下に示す。

IAR	影響分析報告書
継続TOE	認証TOEに対して継続プロセスを経て以前の認証の適用が認められた変更TOEをいう。認証TOEに対して与えられた同じ保証が、継続TOEにも適用される。
認証TOE	評価され認証書が発行されたTOEのバージョンのことをいう。
変更TOE	認証TOEに対して、変更が加えられた異なるバージョンをいう。

5 参照

- [1] ITセキュリティ評価及び認証制度の基本規程 平成19年5月 独立行政法人 情報処理推進機構 CCS-01
- [2] ITセキュリティ認証申請手続等に関する規程 平成19年5月 独立行政法人 情報処理推進機構 CCM-02
- [3] Canon MFP Security Chip 影響分析報告書 Version 1.00 2009年5月26日
キヤノン株式会社